

イノベーション創出人材の実践的養成・活用プログラム  
長期インターンシップ Q&A

(派遣先)

**Q1-1** インターンシップの派遣先にはどういったものがあるのか。

**A1-1** 本プログラムにおけるインターンシップは、若手研究者の社会の多様な場での活躍促進を主眼としているため、国内外の民間企業、公的機関、非営利団体、国際機関、初等・中等教育開発機関のように従来のアカデミックキャリアとは異なる場、あるいは異分野・異業種でのインターンシップを奨励する。

**Q1-2** 海外へのインターンシップはどのような場合に認められるか。

**A1-2** 海外インターンシップは、本人の将来的なキャリア形成のために有益と判断される場合に認める。

**Q1-3** 大学への派遣は可能か。

**A1-3** 国内外を問わず、単なる研究活動のための大学への派遣は、インターンシップの趣旨に適さないため、本事業の対象とはしない。ただし、研究職以外の業務(例えば、科学技術コミュニケーター(広報、アウトリーチ等)、URA、知財、産学/国際連携、外部資金獲得などの専門的業務)を主として経験することが目的の場合、派遣は可能である。

**Q1-4** 共同研究先へのインターンシップ派遣は可能か。

**A1-4** 共同研究先において業務を遂行するのであれば、インターンシップ派遣は可能である。

(派遣期間)

**Q2-1** 派遣期間はどのくらいか。

**A2-1** 派遣期間は原則として、同一機関に1ヵ月(20日)程度以上とする。ただし、受入先の事情などにより、連続的な派遣が適さない場合には、各大学の判断により、断続的な派遣も可能である。

**Q2-2** 派遣期間が年度をまたぐ場合は可能か。

**A2-2** 原則として、同一年度内とする。ただし、受入先の都合などにより、派遣期間が年度をまたぐことが避けられない事由がある場合、各大学の判断で認めることもある。

(派遣資格)

**Q3-1** インターンシップ応募時、連携機関に在籍していれば、派遣可能か。

**A3-1** インターンシップ応募時から終了時まで、代表機関（広島大学）、共同実施機関（山口大学、徳島大学）、連携機関に在籍しているものとする。なお、学生の休学期間中の派遣が可能かどうかは、在籍する大学の窓口に必ず確認すること。

**Q3-2** 外国の政府派遣留学生はインターンシップに参加できるか。

**A3-2** 政府派遣留学生で、原則帰国して本国での就職が義務付けられている場合でも、派遣できる。ただし、受入先が採用を目的に受入れるなどの場合、派遣できないこともある。なお、本国で職を有する者も同様の取り扱いとする。

(支援費・経費)

**Q4-1** インターンシップ派遣の際、対象者に支払う支援費の内容はどのようなものか。

**A4-1** 本事業では、大学から経済的支援は行わない。ただし、所属先の大学独自の判断で時給、旅費、住居費等を支給する場合や、受入先が支給する場合、この限りではない。また、派遣希望者は、他の支援制度も積極的に活用すること。

(保険)

**Q5-1** 保険の加入は必要か。

**A5-1** 学生は、所属大学で学生教育研究災害傷害保険(学研災)、学研災付帯賠償責任保険(学研賠)に加入することを必須とする。また海外インターンシップの場合は、併せて海外旅行保険の加入も必須とする。若手研究者(博士課程修了後5年程度以内の者)は別途、学研災・学研賠に準じた保険の加入が必須である。なお、これらの保険料は自己負担とする。

(報告書等)

**Q6-1** インターンシップの期間前後または期間中の報告等について、どういったものがあるか。

**A6-1** 原則として、各大学の取り決めによる。ただし、インターンシップ実施後に「未来を拓く地方協奏プラットフォーム」成果報告会等で発表することがある。  
広島大学では、インターンシップ期間前に実施計画書の作成、期間中に実施状況報告書(週報)の提出、期間後に終了報告書の提出と体験報告会での発表を行う。さらに、期間前後に若手研究者ポートフォリオ(HIRAKU-PF)の能力診断(雇用適性診断(Employability))レポートも提出する。